

# 市からの 連絡帳

**7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です**  
～納付には、便利な口座振替を～  
▶納税課 ☎042-460-9831

## 届け出・税 住民票の写しの請求はオンライン申請できます

7月1日(土)から、自宅や外出先からでも、住民票の写しの請求申請ができるようになります。スマートフォンなどからオンラインで申請・手数料などの決済を行うと、住民登録地に住民票の写しを郵送します。

**□申請方法** 下記のQRコードまたは市公式LINEの「オンライン手続」のメニューアイコンから手続を選択。  
※申請ができる住民票は、申請者本人または同一世帯のものです。  
※申請には、マイナンバーカードと公的個人認証を行うための「マイナサイン」アプリのインストールが必要です。  
※発行手数料とは別に郵送料が必要です。  
▶市民課 ☎042-460-9820  
☎042-438-4020 申込フォーム



## 市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

**時** 7月1日(土)・2日(日)午前9時～午後4時(国民健康保険料の納付相談は2日(日)のみ)  
**場** 田無庁舎のみ  
●市税…納税課(4階)  
●国民健康保険料…保険年金課(2階)  
※電話または窓口で相談可  
**内** 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など  
▶納税課 ☎042-460-9832  
▶保険年金課 ☎042-460-9824

## 家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

新築・増改築をした家屋は、固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。認定長期優良住宅に該当する場合は、調査の際にお申し出ください。

**対** 新築・増改築をした家屋  
**□調査内容**  
間取りと各部屋の仕上げ、建築設備(風呂・キッチンなど)、外装(屋根・外壁など)を調査します。  
※調査時、職員は身分証明書や固定資産評価補助員証などを携帯して伺います。  
**□調査日時**  
家屋の所有者に事前に書面などでお知らせします。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。  
▶資産税課 ☎042-460-9830

## 特定小型原動機付自転車の標識交付

道路交通法の改正に伴い、7月1日(土)から特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボードなど)の交通方法などに関する規定が施行されます。新たな車両区分の標識(ナンバープレート)は、7月3日(月)から市民税課で交付を予定しています。詳細はお問い合わせください。  
☎市民税課 ☎042-460-9826

## 保険・年金

### 国民年金保険料納付案内業務の民間委託

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付案内、免除申請、そのほか口座振替などの案内を民間事業者へ委託しています。  
**□委託業者**  
(株)アイヴィジット・東洋紙業共同企業体  
※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。  
※委託業者は、現金や年金手帳・通帳などを預かることはしません。また、

ATM操作を指示して振り込みをお願いすることはありません。  
不審な点などありましたら、☎へご連絡ください。  
**☎** 日本年金機構 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 後期高齢者医療制度加入者の葬祭費助成

「後期高齢者医療制度」の加入者が亡くなった場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の助成を行っています。  
**対** 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)  
**持** 申請者(喪主)名義の金融機関口座・保険証  
**□助成金額** 5万円  
**□申請期間** 葬儀を行った日の翌日から2年間  
**□提出書類** ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し(いずれも喪主の名義が分かるもの)  
※申請後、2カ月程度で振り込みます。支給決定通知は申請者(喪主)の方へ郵送します。  
※広域連合では、後期高齢者医療制度について、東京いきいきネットHPで情報提供を行っています。  
▶保険年金課 ☎042-460-9823

## 福祉

### 入院期間中の紙おむつ代の助成申請

医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている高齢者の方などに助成を行います。  
**□対象期間** 3月1日～6月30日入院分  
**□助成金額** 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)  
**□対象者** 次の全てに該当する方  
●入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている  
●40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている

●医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている  
●入院期間中に生活保護などを受給していない  
●同一月内で、西東京市認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービスを受けていない  
**□次のいずれかで申請**  
●持参…7月10日(月)～31日(月)に下記へ ※(土)・(日)・(祝)を除く  
**場** 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)  
●郵送…7月10日(月)～31日(月)(消印有効)に〒188-8666市役所高齢者支援課へ  
**□必要なもの**  
●紙おむつ助成金交付申請書  
●紙おむつ助成金口座振込依頼書  
●介護保険被保険者証のコピー  
●振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)  
●病院または病院が別途委託している業者などが発行した領収書などのコピー  
※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です。紙おむつ代の記載がないものは申請できません。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院や委託業者などが発行した内訳のコピーが必要になります。  
※申請書などは市HPで配布  
※次回(7～10月入院分)は11月に予定しています。  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

### 介護保険負担割合証を送付

介護サービスの利用者負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(月)です。対象となる方には、更新した負担割合証を送付します(申請不要)。  
介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用する際に担当のケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。  
※新型コロナウイルス感染症の影響などにより令和5年3月15日後に確定申告を行った方は、申告内容により、

# 特別児童扶養手当の申請

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続をしてください。  
**対** 20歳未満の中・重度障害(おおむね身体障害者手帳1～3級ならびに下肢4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父または母または養育者※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。  
**□支給制限**  
児童が福祉施設などに入所している場合や、児童が障害年金などを受給している場合は該当しません。  
**□手当の支給月**  
申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分を支払います。

**□支給金額**

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万3,700円	3万5,760円

**□所得制限**  
請求者本人および同居の配偶者などの所得制限(別表1・2参照)がありません。所得制限を超えると、手当の支給が停止します。  
**□注意**  
手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表1 令和5年度特別児童扶養手当所得制限限度額表 (令和4年1月1日～12月31日の所得:令和5年8月～令和6年7月分の手当に適用) 単位:円

扶養親族の数	本人	配偶者 扶養義務者
0人	459万6,000	628万7,000
1人	497万6,000	653万6,000
2人	535万6,000	674万9,000
3人	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万	1人につき加算21万3,000
16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族	1人につき加算25万	
老人扶養	1人につき加算10万	1人につき加算6万※

※配偶者などの老人扶養加算は、扶養親族が老人扶養のみの場合は、2人目からの加算となります。

■別表2 所得から控除できる額 単位:円

種別	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万
障害・勤労学生控除	27万
特別障害者控除	40万
寡婦控除	27万※
ひとり親控除	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額

※配偶者は寡婦控除なし